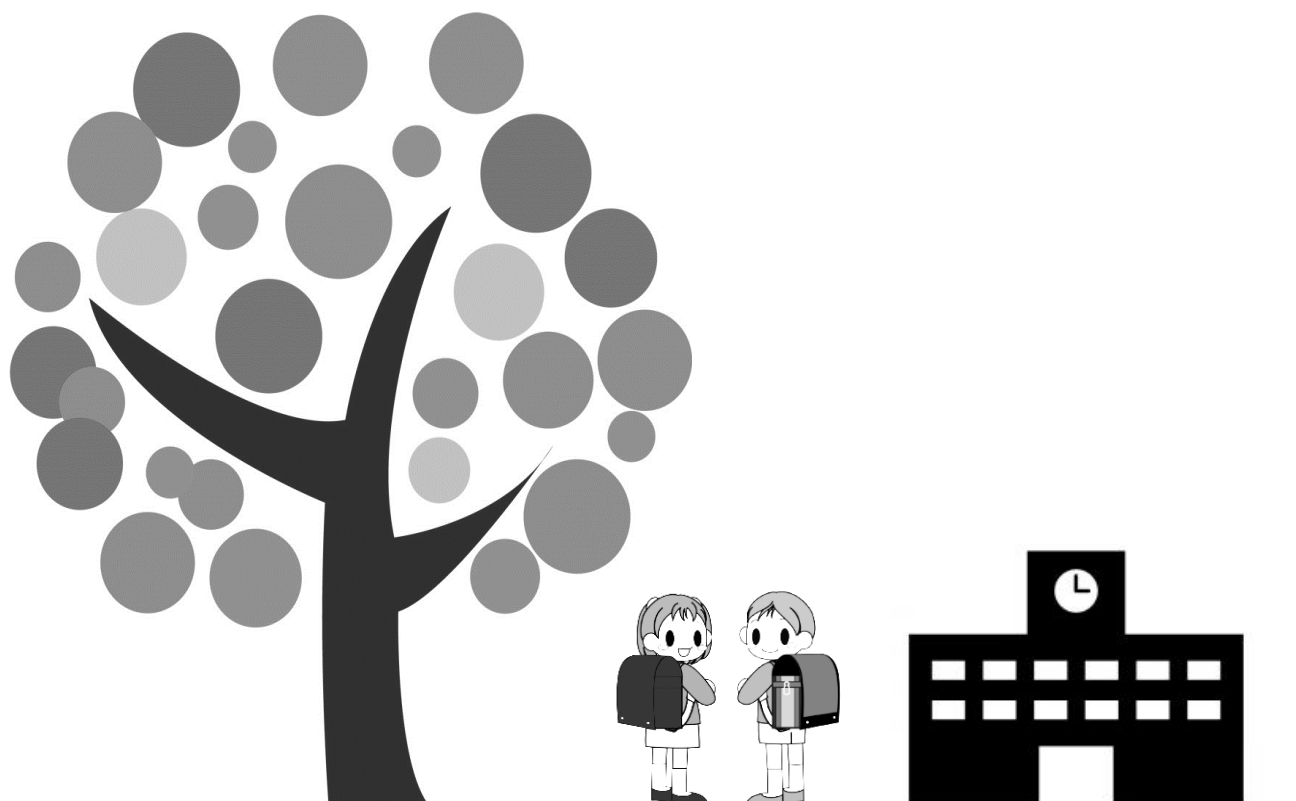


船橋市立行田東小学校

P T A 規約



令和7年3月10日 改正

第1章 名称と事務局

- 第1条（名称） この会は、船橋市立行田東小学校PTAと称し、事務局は同校内におく。
所在地：千葉県船橋市行田2丁目4番1号

第2章 目的と方針

- 第2条（目的） この会は、保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域の良い学習環境づくりを行い、児童の健全な育成を図ることを目的とする。
- 第3条（方針） この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針によって活動する。
- (1) 児童の教育や福祉のために活動する諸団体と協力する。特に児童の生活する地域と協力し活動する。
 - (2) 他のいかなる団体や機関の支配・干渉を受けない。また、特定の政党や宗教、営利目的団体には加担しない。
 - (3) 学校の人事、その他管理には干渉しない。

第3章 活 動

- 第4条（活動） この会は、第2条・第3条を実現させるために、次の活動を行う。
- (1) 家庭・学校・地域が連絡を取り合い、協力して児童が健全な生活を送れるよう指導、援助する。
 - (2) 児童の生活環境の向上をはかる。
 - (3) 会員同士の研修や親睦をはかる。

第4章 会員と会費

第5条（会員） この会の会員は次の者で構成される。

- (1) 本校に在籍する児童の保護者
- (2) 本校に勤務する教職員

第6条（会費） この会の会費は次のとおりとする。

- (1) 1世帯、年間3,000円を納入する。
- (2) 転入などにより年度の途中で入会した会員は、入会の月から年度末までの分の会費を月割り（250円/月）で納入する。
- (3) 転出などにより年度の途中で退会した場合は、退会の翌月から年度末までの分の会費を月割り（250円/月）で返還する。

第5章 経 理

第7条（予算の執行） この会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。
ただし、年度途中などに必要が生じた場合は運営委員会（第17、18条）の決議による補正予算に基づいて行うこともできる。

第8条（決算） この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第9条（会計年度） この会の会計年度は、4月1日から始まり、3月31日に終わる。

第6章 役員と任務

第 10 条（役員） この会には、次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 3 名～（内 1 名は教頭）
- (3) 書記 2 名～
- (4) 会計 1 名
- (5) 会計監査 2 名

第 11 条（任務） 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し会の仕事を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは会長を代行する。
- (3) 書記は、会議の通知・記録等を行い、この会の庶務を行う。
- (4) 会計は、予算に基づき一切の会計事務を処理する。
- (5) 会計監査は、会計を監査し決算を総会に報告する。
- (6) 会計監査を除く役員で本部役員会を組織し、目的のために必要な活動を行うとともに、運営委員会（第 17、18 条）の運営を行う。

第 12 条（任期） 役員の任期は 1 年とし再任は出来るが、継続任期は 3 年までとする。

第 13 条（役員の選出） 役員は別に定められた選考委員会（細則）が選出し、総会の承認を得て決定する。

第7章 議 決 機 関

第 14 条（総会） この会は最高議決機関として総会をおく。

第 15 条（総会の開催） 総会は定期総会と臨時総会を次の通り開催する。

(1) 定期総会は、年度始めに開催する。形式としては集会または書面による開催とする。どちらの形式で行うかは、会長もしくは運営委員会により決定する。

定期総会では以下の事項を承認・議決する。

- ・ 前年度活動報告
- ・ 前年度決算報告及び監査報告
- ・ 新年度役員の承認
- ・ 新年度活動計画
- ・ 新年度予算

(2) 臨時総会は、会長あるいは運営委員会が必要と認めたとき、又は全会員の3分の1以上の要求があった時に開催される。

第 16 条 総会は、全会員の過半数の出席（委任も含む）をもって成立し、議決に（総会の成立と議決）は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第 17 条（運営委員会） この会は、総会に次ぐ議決機関として運営委員会をおく。
運営委員会は、全校的な連絡やその他必要事項の議決ができる。

第 18 条 運営委員会は次のメンバーで構成される。（運営委員会メンバー）

- ・ 本部役員（会計監査を除く役員）
- ・ 学級代表ベルマーク委員
- ・ 各専門委員会委員長、副委員長
- ・ 青少年補導委員
- ・ おやじの会リーダー
- ・ 選考委員会委員長、副委員長
- ・ 校長

その他会員は審議に参加することは出来るが議決権はない。

第8章 委員会

第 19 条（委員会） この会は、活動を円滑なものにするために次の委員会をおく。

- ・ 全体委員会
- ・ 学級委員会（学級代表委員・専門委員）
- ・ 特別委員会

第 20 条（全体委員会） 全体委員会は、全校的な意見交換の場とし、次のメンバーで構成される。

- ・ 本部役員（会計監査を除く役員）
- ・ 学級委員
- ・ 青少年補導委員
- ・ おやじの会リーダー
- ・ 選考委員
- ・ 卒対委員
- ・ 校長

第 21 条（学級委員会） 学級委員会は、クラスごとに次のとおり学級代表ベルマーク委員と専門委員を選出する。

(1) 学級代表ベルマーク委員

(2) 専門委員

- ・ 校外対策委員 児童の校外生活の指導と安全対策

また、学級委員は必要に応じて学年委員会として各学年ごとに活動することができる。

第9章 雑 則

- 第 22 条（改正） 会則の改正は、総会の議決を必要とする。議決は、第 16 条に準ずる。
- 第 23 条（細則等） 会則に定めがない事項は、本部会と運営委員会が判断し、総会に報告する。
この会の運営に必要な細則は運営委員会が別に定めることができる。
- 第 24 条（設立年月日） 昭和 52 年 4 月 1 日とする。

〔 細 則 〕

規約第 23 条に基づき、次の通り細則を定める。

- 〔慶弔細則〕 次の慶弔にあたっては、PTA 会長が代表となって、その意を表する。
1. 会員、会員の配偶者、児童が死亡したとき。供花と 5,000 円
 2. 児童が病気やけがなどにより、1 ヶ月以上入院または自宅で加療するとき。5,000 円
 3. 職員が結婚、職員本人または配偶者が出産したとき。5,000 円
 4. 職員の配偶者、父母、同居の義父母、子が死亡したとき。5,000 円
 5. その他慶弔の必要が生じたときは、運営委員会で適宜決定する。
- 〔選考委員会細則〕
1. 選考委員の構成を次の通りとする。
 - ① 3 年 4 年より各学年 1 名選出する。
 - ② 学校代表（教職員）2 名
 2. 選考委員会には、次の役員を置く。
 - ① 委員長 ② 副委員長
 3. 選考委員会の役員は、同委員の互選により決定する。
 4. 選考委員会は、会員の意見に束縛されることなく孤立して、PTA 全体の立場から推薦候補者を決定する。（決定の経過については漏洩してはならない）
 5. 選考委員会は、候補者として立候補、又は推薦された場合は委員会から脱退する。
 6. 選考委員会は、推薦候補者を決定し、その候補者の内諾を得なければならない。

[通信費細則]

1. P T A会員への通信費は支給しない。

第10章 個人情報の取り扱い

第25条
(個人情報保護)

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

附則

本会則は、平成13年4月26日から実施する。

平成16年4月23日・平成18年4月28日・平成19年4月27日・
平成21年4月24日・平成23年4月22日・平成25年4月25日・
平成25年10月3日・平成30年2月16日・平成31年4月22日
令和3年4月27日・令和4年4月28日・令和5年4月27日・
令和5年12月1日・令和7年3月10日一部改正